

監事の監査報告書

令和6年5月23日

学校法人 香川学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 香川学園

監事 

監事 

私たちは学校法人香川学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人香川学園寄附行為第17条の規定に基づいて、同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務の状況若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事から業務の執行報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を監査しました。また、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づいて学校法人香川学園の監査を行った会計監査人から、令和5年度の計算書類について報告及び説明を受けるとともに、それらを参考として計算書類等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定、執行及び理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実認められません。
- (2) 学校法人の財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財産目録、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書は、学校法人香川学園の財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上